

和歌山県文化部活動指針

和歌山県教育委員会

令和元年 12 月

目 次

はじめに

1 学校教育の一環としての文化部活動

- (1) 文化部活動の意義（ねらい）の再確認
- (2) 活動の方向性の確認
- (3) 文化部活動の方針の策定等
- (4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

2 文化部活動を支える環境の整備

- (1) 多面的な指導ができる体制の構築
- (2) 部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化
- (3) 活動機会の確保

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日の設定
- (2) 活動時間の設定
- (3) 参加する大会等の見直し
- (4) 指導方法
- (5) 体罰・不祥事等の防止
 - ア 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止
 - イ 運営に係る経費の取扱い等
- (6) 安全管理と事故防止
 - ア 安全管理・指導體制
 - イ 施設・設備・用具等の安全管理
 - ウ 環境条件に応じた配慮

はじめに

部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多くの生徒の豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解が図られる等、様々な成果をもたらしています。

一方、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるものではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要です。また、部活動の一部には、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的、自発的な参加となるよう実施形態等を工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

また、その際、持続可能な運営体制を整えるためには、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが不可欠です。そのため、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、文化及び科学等にわたる部活動指導員等の外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館等の社会教育施設や博物館、美術館等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫を行うことが重要です。

この度、文化庁から、先にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」に定めた内容をベースに、運動部・文化部の特質を捉えて検討すべき課題がある状況を踏まえた上で、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)が示され、本ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められています。

本県においては、「和歌山県運動部活動指針(平成30年4月)」に定めた内容をベースに、本ガイドラインの内容も踏まえ、主として中学校段階の文化部活動を対象として、「和歌山県文化部活動指針」を示すこととしました。本指針の基本的な考え方は、学校種等の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階においても、芸術文化等の特性や学校の状況等に応じて、原則としてこの方針によるものとします。

今後、この指針に基づき、県・市町村教育委員会や文化部活動に関わる各分野の関係団体等と一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育み、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追及する機会の充実に努めていきたいと考えています。

このような取組により、各学校において、校長のリーダーシップのもと、文化部活動の指導の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究が進められ、それぞれの特徴を生かした合理的でかつ効率的・効果的な活動が行われることにより、文化部活動で生徒一人一人の心身の成長がもたらされ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ資質・能力が培われることを願っています。

令和元年12月

和歌山県教育委員会

1 学校教育の一環としての文化部活動

(1) 文化部活動の意義（ねらい）の再確認

—文化部活動の意義—

生徒の自主的、自発的な参加により行われる文化部活動は、文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

- ◇ 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- ◇ 意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した文化部活動の運営を行う。

文化部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）での好成績等を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係が育まれるよう適切な指導を行う必要がある。

その運営に当たっては、上述の意義（ねらい）を再確認し、指導者をはじめ、多くの人の理解と協力のもと、生徒が自ら考え、工夫し、協力することで成果を発揮できるように、自主性を尊重した魅力ある文化部活動が展開されるよう配慮する必要がある。

(2) 活動の方向性の確認

- ◇ 指導に当たっては、技能等の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。
- ◇ 参加しやすい多様なレベルやニーズに応じた活動を行うなど、生徒の挑戦意欲や自己肯定感を高める指導の工夫を行う。
(内発的な動機付けを触発・挑戦意欲や自己肯定感を高める。)

文化部活動の指導に当たっては、技能等の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。また、技術の高まりを実感させることは、活動をより積極的なものとするところから、生徒自身の内発的な動機付けを触発するよう指導の工夫を行う。

加えて、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルやニーズに応じた活動を行い、生徒の挑戦意欲や自己肯定感を高める指導の工夫を行う。

(3) 文化部活動の方針の策定等

- ◇ 校長は、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- ◇ 文化部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
- ◇ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

校長は、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

校長は、活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

(4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

- ◇ 教職員全体での共通理解や、文化部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。
- ◇ 学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。

学校では、文化部活動の意義（ねらい）や活動の方向性について、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で共通理解を図り、それらに沿った活動の支援や指導を行う。また、活動の方向性に沿った一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について、文化部顧問同士で意見や情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。有識者等を招いて指導を受け、専門知識を得ることも大切である。

なお、円滑な文化部活動の運営のためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して運営上の工夫を行うことが大切であり、保護者や地域の理解や協力が得られるよう努める。

学校は、年度当初の「入学説明会」や「PTA総会」、後述する「部活動運営委員会」、「部会や保護者会」等において、活動目標や方針、年間計画（休養日及び活動時間）、部費等を説明し、周知徹底する。

2 文化部活動を支える環境の整備

(1) 多面的な指導ができる体制の構築

- ◇ 安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

各学校においては、安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるように体制を構築することが望ましい。その際、現状の文化部数では、複数の指導者の配置が実現できないケースが考えられることから、学校の規模や取組、地域の要望等を踏まえ、文化部の再編を検討することも必要である。

学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。その際、文化部活動の位置付けや教育的意義をはじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うため、当該文化部分野の専門性を有する退職教員や関係機関のOB、地域の指導者を活用することは、大変有効である。

(2) 部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化

- ◇ 部活動運営委員会や保護者会等により運営方針等について共通理解を図り、形骸化しないよう常に課題意識をもち、運営委員会等の活性化を図る。

各学校においては、校長、部活動顧問や保護者の代表者等で構成する部活動運営委員会や保護者会等を設置するなど、運営方針等について共通理解を図るよう努める。部活動運営委員会の設置に当たっては、保健体育担当の教師や養護教諭、栄養教諭等の専門的な知見を有する関係者の協力を得ることが望ましい。

なお、有意義な部活動の運営のためには、上述の委員会等が形骸化しないよう常に課題意識を持ち、組織の活性化を図ることが大切である。

(3) 活動機会の確保

◇ 少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、合同部活動の運用を図る。

少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の運用を検討し、生徒の活動機会の確保に努める必要がある。

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 休養日の設定

◇ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

* 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

◇ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

休養日の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫や週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定めることも考えられる。

なお、発達の段階を考慮し、適切な休養日を設定することは、生徒の障害・外傷を予防することや、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥るケースを減少させるとともに、バランスの取れた生活や成長の確保となる。

また、長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、生徒が十分な休養を取り、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう心がける。

(2) 活動時間の設定

◇ 平日は、長くとも2時間程度(朝練習を含む。)とする。交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

* 朝練習を行う場合は、安全面に関して細心の注意を払うことはもとより心身の健康や学習活動に対する影響を考慮するとともに、練習の成果を高めることができるように計画し、学校、保護者や生徒の理解を得て行う。

◇ 学校の休業日(学期中の週末及び長期休業日を含む。)は、特別な場合を除き、長くとも3時間程度とする。

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過重負担にならないよう、また、分野の特性やオン・オフシーズンの有無等も考慮し、設定することが大切である。

なお、活動内容は、質に重点をおき、年間計画を踏まえ、適切な時期・量の練習メニューを作成し、生徒・保護者の理解を得た上で活動することが大切である。

(3) 参加する大会等の見直し

◇ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう考慮して、参加する地域の行事や大会等を精査する。

校長は、文化部顧問から提出された活動計画及び活動実績により各文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の把握に努め、生徒や保護者、文化部活動の指導者(顧問、部活動指導員、外部指導者等)の状況を考慮しながら、文化部活動に関わる組織等とも連携して、参加する大会等を精査する。

(4) 指導方法

◇ 文化部顧問は、当該分野の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚をもち、常に自らの指導力の向上に努める。

文化部活動において、指導者の役割は、生徒をそれぞれの目標達成に向け、その活動をサポートすることである。そのため、文化部顧問は、様々な指導法等についての知識・理解を深め、積極的に活用する必要がある。

したがって、文化部顧問は、当該分野の経験の有無に関わらず、関係機関が開催する「効果的な指導法」の研修等へ参加し、新しい知識及び成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を取り入れるとともに、他の指導者と交流し、情報交換を行うなど、当該分野の指導者としての自覚をもち、常に自らの指導力向上に努める。

また、文化部活動は、文化部顧問指導のもと適切に行われるべきものであるが、練習時に文化部顧問がいない場合や他校と合同練習をする場合等、様々な状況に応じ、安全面に最大限配慮しながら、工夫して行われなければならない。

加えて、学校の管理職においても、関係機関が開催する文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等へ参加し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る必要がある。

(5) 体罰・不祥事等の防止

- ◇ 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。
- ◇ 運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。
- ◇ 文化部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

ア 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、懲戒処分をもって厳正に対処されるものである。これは、職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。

また、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動(生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為等)等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等か、それ以上に生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹しなければならない。

イ 運営に係る経費の取扱い等

文化部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に保護者の理解等を得た上で、徴収し、明朗な会計処理及び管理職の確認ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、保護者の経済的負担に配慮した上で、生徒の年齢や発達の段階に応じて行先や日程を精選した合宿、最低限必要な用具（業者選定を含む。）に係る費用等について説明し、保護者の理解を得るものとする。

(6) 安全管理と事故防止

- ◇ 指導体制を構築し、安全管理を徹底する。
(生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成)
- ◇ 設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。
- ◇ 環境条件に応じた適切な指導に努める。

ア 安全管理・指導体制

生徒が常に安全に活動できるよう、文化部顧問等による指導・管理体制を構築（文化部顧問が不在時の対応を含む。）するとともに、学校の実情に応じて事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する必要がある。また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつよう指導し、適切な休養と栄養の補給に留意させる。

なお、体力や技能に大きな差がある部員の指導は、特に気を付ける。

イ 施設・設備・用具等の安全管理

文化部活動で使用する施設については、設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的に点検補修を行う。

ウ 環境条件に応じた配慮

気温、湿度、輻射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。

急激な天候の変化（雷、大雨など）にも適切かつ迅速な対応をする。